

吉野熊野国立公園 田辺地域 すさみ・日置・椿エリア



本管理運営計画書においては、具体的に地域で取り組むべき管理運営の方針を、主要な資源のまとまりを踏まえ、田辺市、白浜町北部、みなべ町の「田辺・白浜・みなべエリア」、すさみ町、白浜町南部の「すさみ・日置・椿エリア」の2つに区分して整理しています。

「すさみ・日置・椿エリア」は、枯木灘の自然資源を中心としたエリアです。海岸美や夕日、波の魅力といった海岸線の景観や、南紀熊野ジオパークのジオサイト等と併せて、海岸線の魅力の向上とその利用の在り方を検討していきます。



エリアの基本方針

魅力あふれる海岸線の景観や、フェニックス褶曲を始めとしたジオサイト、温泉や郷土料理などの地場産品の魅力をつなぎ、陸と海岸の利用が盛んな地域となることを目指していきます。また、地域住民やガイド等の活躍により、自然資源、文化資源等の地域資源の魅力が最大限引き出され、多様な「ほんまもん」体験が盛んに行われる体験・滞在型の拠点となることを目指し、利用と保全を図っていきます。



主要な資源と管理運営方針

以下に主要な資源と管理運営方針の例を記載します。(番号は裏面と対応)

②志原海岸・日置大浜〔第2種特別地域〕

・アカウミガメの上陸・産卵地としての自然環境を将来にわたって維持していきます。

③稲積島〔特別保護地区〕

・現在の景観を将来にわたり維持できるよう、周辺海域も含め開発行為等に配慮して進めます。

④フェニックス褶曲〔特別保護地区〕

・フェニックス褶曲とその周辺の自然環境を将来にわたり適正に保全します。

・地域で推進されるガイド活動と連携を図り、褶曲の価値や魅力を利用者に伝え、楽しんでいただくことで利用満足度を向上させ、持続可能な利用を進めます。

⑤長井坂(熊野参詣道大辺路)〔第3種特別地域〕

・世界文化遺産と連携し、現在の景観の維持を図るとともに、歩道の維持管理や展望地点での眺望確保などの適切な維持管理を行います。

⑥⑦海岸沿いのジオサイト〔第1種、第2種、第3種特別地域〕

・南紀熊野ジオパークとの連携を図り、適正な保全と利用を進めます。
・解説板・誘導標識などの拡充を図っていきます。

⑧枯木灘海域一帯〔海域公園地区、普通地域〕

・枯木灘の豊かな自然環境を保全し、漁業や自然体験等における持続的な活用を図っていきます。

・海岸漂着ごみ等については、関係者間で情報を共有し、連携しながら効率的な対策に取り組みます。



規制行為についても定められています



国立公園内では、木竹の伐採や、工作物(建築物)の新築などが、自然公園法によって規制されています。規制の強さは地種区分(裏の図の色分け)によって異なっており、たとえば規制が一番強い「特別保護地区」では、落ち葉の採取も規制されています。取扱いは、行為内容や場所によって変わりますので、まずは田辺管理官事務所までお問合せください。



問合せ先

● 田辺管理官事務所

〒646-0035 和歌山県田辺市中屋敷町24-49 田辺市社会福祉センター3階 TEL:0739-23-3955

● 吉野熊野国立公園管理事務所

〒647-0043 和歌山県新宮市緑ヶ丘2-4-20 TEL:0735-22-0342



環境省

吉野熊野国立公園 田辺地域 すさみ・日置・椿エリア



陸域の地種区分		海域の地種区分	
特別保護地区		海域公園地区	
特別地域 第1種			
特別地域 第2種			
特別地域 第3種		普通地域	
普通地域			



2km